

明監報第14号

財政援助団体等（あかし斎場旅立ちの丘指定管理者）監査結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和5年11月27日

明石市監査委員	藤 本 一 彦
同	藤 田 隆 大
同	竹 内 きよ子
同	井 藤 圭 順

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査の結果について

1 監査の対象

指定管理者	管理している公の施設	所管課
富士建設工業・日本管財共同事業体 （代表団体）富士建設工業株式会社 （構成団体）日本管財株式会社	あかし斎場旅立ちの丘	市民生活局 環境室 環境総務課

2 監査の期間

令和5年8月22日から令和5年11月27日まで

3 監査の対象範囲

主として、令和4年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

4 監査の対象事項

- (1) 施設の管理運営について
- (2) 現金等の管理について
- (3) 収入事務について
- (4) 支出事務について
- (5) 契約事務について
- (6) 物品の管理について
- (7) 事業報告について
- (8) 文書事務について
- (9) 各施設個別事項

5 監査の方法

監査の対象に示した公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）から提出された資料に基づき、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかを証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

6 指定管理者等の概要

- (1) 指定管理者 富士建設工業・日本管財共同事業体
代表団体 富士建設工業株式会社
構成団体 日本管財株式会社
- (2) 指定管理者が行う業務
- ① 管理事務所に関する業務
 - ② 葬祭式場に関する業務
 - ③ 火葬場に関する業務
 - ④ 建物及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 令和4年度指定管理料 338,217,800円
- (4) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

7 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況を中心に監査を実施した結果、条例等関係法令の定めるところにより、施設の目的や基本協定、年度協定、業務仕様書に沿って、おおむね適正に施設の管理及び運営を行っているものと認められた。また、出納その他の事務の処理状況もおおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項*については、改善措置を講じられたい。

— 参考 —

※別途改善の検討を指示した事項

財政援助団体等監査 (指定管理者監査)	施設の 管理運営等	現金等 の管理	収入 事務	支出 事務	契約 事務	物品 の管理	事業 報告等	文書 事務	各施設 個別事項	計
件数				1	5					6

※ 上記表は、今回から監査結果の参考として添付しています。